

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 27 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について

柔道整復師の施術に係る療養費（以下「柔道整復療養費」という。）の取扱いについては、「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成 22 年 5 月 24 日保発 0524 第 2 号）等により実施しているところであるが、今般、新型コロナウイルス感染症の発生状況を考慮し、令和 2 年 4 月実施分の施術管理者研修を受講した上で、新たに施術管理者になる予定であったが公益財団法人柔道整復研修試験財団から中止の連絡を受けた者について、その取扱い等に係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

関係者に周知を図るとともに窓口での相談対応等にご活用いただき、個々の事案の状況により判断する際の参考とされますようお願いいたします。

【柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件関係】

(問1)

令和2年4月実施分の施術管理者研修につき、受講予定であったが、新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえて中止するとの連絡を公益財団法人柔道整復研修試験財団(以下「財団」という。)から受けた。

令和2年4月下旬以降に開業予定であるが、施術管理者となる場合に、実務経験期間証明書の写と研修修了証の写の添付が必要か。

(答)

必要となる。

但し、研修修了証の写の添付は令和3年3月31日までに提出することとする。

なお、令和2年4月23日から、施術管理者の届け出又は申し出を行うこととし、実務経験期間証明書の写、令和3年3月31日までに提出する旨を記載した確約書(別紙様式1)及び財団からの研修中止に関する連絡書類を提出することが必要となる。

確 約 書
(令和2年3月27日付け課事務連絡における特例対象者)

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の届出又は申出を行った日から令和3年3月31日までに、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」(平成30年1月16日付け保発0116第3号)の別紙10による(7)の研修修了証の写しを提出すること、並びに、(7)の研修修了証の写しを提出しなかった場合には、受領委任の取扱いを中止することに異議ないことを確約します。

令和 年 月 日

厚生(支)局長 殿

都道府県知事 殿

柔道整復師氏名

住 所 〒 -

(受領委任を取扱う)

施 術 所 名

施 術 所 住 所 〒 -

. - -

【「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について」(平成30年5月24日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡)における証明関係】

(問1)

「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について」(平成30年5月24日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡)の問9に基づき、研修修了証の写の添付をするべく、令和2年4月実施分の施術管理者研修受講を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえて中止するとの連絡を公益財団法人柔道整復研修試験財団(以下「財団」という。)から受けた。

この場合には研修修了証の写の提出期限についてどのような取扱いとなるのか。

(答)

「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いについて」(令和2年3月27日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡)における届出書に記載する研修修了証の写しの提出期限(令和3年3月31日)における取扱いに準じることとする。

なお、読み替えた確約書は、改めて提出を要しないこととする。

「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について」(平成30年5月24日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡)の問9

(問9)

現在の施術管理者が死亡し、勤務する柔道整復師が施術管理者となる場合も、実務経験期間証明書の写と研修修了証の写の添付が必要か。

(答)

必要となる。

但し、当該勤務する柔道整復師が施術管理者の要件を満たしていない場合における実務経験期間証明書の写の添付は、必要となる実務経験を満たした後、速やかに提出することとし、研修修了証の写の添付は、届出の日から1年以内に提出することとして差し支えない。

なお、届出の際、実務経験期間証明書の写については、必要となる実務経験を満たした後、速やかに提出する旨を、また研修修了証の写については、届出の日から1年以内に提出する旨を、それぞれ記載した確約書を提出することが必要となる。